

「令和5年度千葉市トライアル発注認定事業」で新商品を募集します！
～中小企業の優れた新製品や新役務を千葉市が認定し、販路開拓を支援～

千葉市では、市内の中小企業等が提供する優れた新製品（物品）や新役務（サービス）を認定し、積極的にPRを行うことによって、販路開拓を支援するトライアル発注認定事業を実施しています。このたび、今年度の新商品の募集を開始しますので、お知らせします。

1 募集内容

新規性・独自性・優位性を有した新商品を募集します。

※商品例については、過去に認定された商品カタログをご覧ください。

【URL】 <https://chiba-city.cms8341.jp/cms8341/keizainosei/keizai/sangyo/documents/r4toraiarukatarogu.pdf>



2 認定のメリット

- (1) 認定された新商品は、市のホームページへの掲載、認定商品カタログへの掲載、PR動画の作成、見本市への出展支援など、市が販路開拓の支援を行います。
- (2) 認定期間中、市が競争入札制度によらない随意契約で、購入することができます。（地方自治法施行令第167条の2第1項第4号）
※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。
- (3) 認定最終年度の商品に対して、認定期間後における更なる販売促進のために販売促進支援補助金を新設し、広告掲載等の費用を補助します。（助成額 最大20万円、1/2助成）
※今年度は、令和3年度認定商品が対象です。

3 対象商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造または販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4) 新規性・独自性・優位性等がある製品、役務であること。
※ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法および技術、申請時点で販売を開始していない商品ならびに過去に申請した実績がある同一商品は除きます。

4 認定対象者

市内中小企業等 ※詳細は別添チラシ参照

5 認定期間

認定の通知をした日から2年を経過する日の属する年度末まで。
(令和5年度認定商品は、通知した日から令和8年3月31日まで)

6 応募期間

令和5年6月1日(木)～7月31日(月) ※必着

7 応募方法

「千葉県トライアル発注認定事業認定申請書」に添付書類を添えて、直接持参または郵送にて提出してください。

※ファックス、電子メールでは受付いたしません。

※市ホームページから申請書類や募集要項をダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>



8 今後のスケジュール ※日程については状況により変更する場合があります。

令和5年	7月31日	認定申請の提出締切
	8月中旬	一次審査(書類審査)
	9月初旬	二次審査(書類審査)
	9月下旬	最終審査(プレゼンテーション審査)
	11月下旬	認定事業者の決定および認定商品の公表
認定期間終了まで		市による認定商品のPR、一部の認定商品の導入・評価

9 過年度認定商品

- ・バトミントン用車いす
- ・防錆塗料
- ・人間工学に基づいた姿勢が保持できる椅子 等



バトミントン用車いす



防錆塗料



人間工学に基づいた姿勢が保持できる椅子

10 提出先・問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 市役所新庁舎 高層棟7階

千葉市経済農政局 経済部 産業支援課

電話 043-245-5284

FAX 043-245-5590

E-mail sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp